

## 島本町広告入り窓口封筒の無償提供に関する要領

(平成24年6月1日)

最近改正 令和8年5月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、島本町（以下「町」という。）の来庁者が窓口で受け取った証明書等を入れる封筒（以下「窓口封筒」という。）の無償提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(窓口封筒の規格等)

第2条 窓口封筒の規格、枚数、広告の掲載位置、その他の条件等は、島本町広告入り窓口封筒無償提供者募集要項（以下「要項」という。）で別に定めるものとする。

(窓口封筒の設置場所)

第3条 窓口封筒は、住民課、人権文化センター、税務課その他町長が指定する場所に設置するものとする。

(窓口封筒の設置期間)

第4条 窓口封筒の設置期間は、2年間とする。

(無償提供者の募集)

第5条 窓口封筒の無償提供者の募集は、町の広報誌及びホームページで行うものとする。

(無償提供者の申込み)

第6条 窓口封筒の無償提供を申し込もうとする者（以下「無償提供申込者」という。）は、要項の規定に従い、島本町広告入り窓口封筒無償提供申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）及び島本町広告入り窓口封筒の無償提供に関する提案書（様式第2号。以下「提案書」という。）に要項で別に定める書類を添えて、指定する期間内に町長に提出するものとする。

(無償提供者の決定)

第7条 町長は、前条の申込書及び提案書を受理したときは、島本町広告入り窓口封筒の無償提供者選定委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て無償提供者を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により無償提供者を決定したときは、島本町広告入り窓口封筒無償提供許可・不許可決定通知書（様式第3号）により無償提供申込者に選定結果を通知するものとする。

(委員会)

第8条 無償提供者の決定、その他窓口封筒の無償提供者に関する事務を円滑に進めるため、委員会を設置する。

2 委員会は、政策企画課長、総務・債権管理課長、住民課長及びにぎわい創造課長をもって組織する。

3 委員長は、住民課長をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

5 委員会の庶務は、住民課において処理する。

(会議)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 5 会議を開催する時間的余裕がないとき、又は相当の理由があると委員長が認めるときは、書面により審査を行なうことができる。

(確認書の締結)

第10条 町長は、窓口封筒の製作及び無償提供に関する内容について、無償提供者と確認書を締結するものとする。

(広告の募集)

第11条 広告主及び広告の募集は、無償提供者がこの要領及び要項の規定に従い募集するものとする。

(窓口封筒の原稿作成及び提出)

第12条 無償提供者は、町長が指定する期日及び場所に窓口封筒の原稿(以下「原稿」という。)を提出するものとする。

- 2 原稿は、無償提供者の責任及び負担で作成するものとする。
- 3 町長は、原稿の提出を受けたときは、記載内容等を確認し、必要に応じて無償提供者へ変更等の指示を行うものとする。

(窓口封筒の納品)

第13条 無償提供者は、窓口封筒を指定する期日までに納品するものとする。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

(広告内容等)

第14条 窓口封筒に掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (3) 公職の候補者(当該候補者になろうとする者及び公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者を含む。)を推薦し、支持し、又はこれに反対するもの
- (4) 特定の政党又は政治団体の利益となるもの
- (5) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (6) 町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- (7) 掲載内容が事実と異なるもの
- (8) 次に掲げる業者の広告

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業及びこれに類する業種のもの

イ ギャンブルに関する業種(ただし、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)に規定する当せん金付証票に係るものを除く。)のもの

ウ 美容整形その他法令等に定めのない医療類似行為(整体院、カイロプラクティック、エステティック、気功等)を行う業種のもの

エ 専ら債権の取立て又は示談の引受けを行う業種のもの

オ 業界団体に加盟していない結婚相談所、交際紹介業等の業種のもの

カ 探偵社、身元調査会社等の業種のもの

キ 占い、運勢判断等の業種のもの

(9) 次に掲げる事業者の広告

ア 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業又は事業者金融業を営む事業者のもの

イ 投資顧問業、抵当証券業、金融先物取引業、商品先物取引業その他利殖を目的とした投資又は投機があつせん、勧誘、募集等を行う事業者のもの

ウ 行政機関から行政指導を受け、改善がされていない事業者のもの

エ 島本町制限付き一般競争入札要綱の規定に基づく指名停止の措置を受けている事業者のもの

オ 暴力団員が経営に関与し、又は、暴力団若しくは暴力団員を利用している事業者のもの

カ 広告主の名称、所在地及び連絡先の明示がなく、客観的に責任の所在が明らかでない事業者のもの

(10) その他、次に掲げる広告

ア 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのあるもの

イ 他者をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの

ウ 非科学的なもの又は迷信に類するもので、利用者を惑わせるなど、不安を与えるおそれのあるもの

エ 国内世論が大きく分かれているもの

オ 暴力、覚せい剤等の犯罪を肯定し、又は助長するもの

カ 残酷な描写等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの

キ 性に関する表現であつて、露骨若しくはわいせつなもの又は裸体を含むもの

ク 誇大、虚偽、誤認等のおそれのあるもの

ケ 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

コ 人材募集に見せかけた売春等の勧誘若しくは斡旋又は商品の売りつけ若しくは生徒募集の疑いのあるもの

サ その他広告を掲載することにより町の社会的な信用又は公平性を損なうおそれのある業種又は事業者のもの

（設置の中止）

第15条 町長は、窓口封筒について、次の各号に掲げるような事案が生じた場合は、設置を中止することができる。

(1) 窓口封筒の記載内容等に関する苦情等が絶えないとき。

(2) 無償提供者又は広告主に問題が生じたとき。

(3) その他窓口封筒の設置につき適当でないことを認めるとき。

（広告内容等の変更）

第16条 町長は、窓口封筒の記載内容等がこの要領及び要項の規定に抵触していると判断されるときは、無償提供者に対して変更を求めることができる。

（無償提供者の取消し）

第17条 町長は、次の各号に該当するときは、無償提供者の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに原稿の提出がないとき。

- (2) 指定する期日までに窓口封筒の納品がないとき。
- (3) 第12条第3項及び前条の規定による変更等が無償提供者が行わないとき。
- (4) 無償提供者が虚偽の申込みをしたとき。
- (5) 無償提供者から書面により決定の取消しの申出があったとき。
- (6) その他、窓口封筒への広告掲載が適切でないと判断したとき。

2 前項の規定により取り消した場合は、町長は無償提供者に対し、その賠償の責めを負わない。ただし、その取消しの理由が無償提供者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の島本町広告入り窓口封筒の無償提供に関する要領の規定は、施行日以後に実施した窓口封筒の無償提供者の募集（以下「募集」という。）について適用し、同日前に実施した募集については、なお従前の例による。